

指定校変更の承諾に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第8条および学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則（昭和30年豊中市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第4条第1項に基づき、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、令第5条の規定により指定した豊中市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「市立学校」という。）を、保護者の申立てが相当と認め変更すること（以下「指定校変更」という。）について、令および規則第4条に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、前条に定めるほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）、令及び規則の定めるところによる。

(申立ての要件)

第3条 規則第4条第1項の規定に基づく指定校変更の申立てをすることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 指定校変更後の通学は、徒歩又は公共交通機関の利用によること。
- (2) 通学途上における当該学齢児童生徒の事故については、保護者が責任を持つこと。
- (3) 承諾期間満了後は、当該学齢児童生徒のうち中学校又は義務教育学校を卒業する者、私立学校に就学する者又は特別支援学校に就学する者を除き、教育委員会が指定する市立学校に就学すること。

(事実確認)

第4条 教育委員会は、規則第4条第1項の規定に基づき保護者から口頭により申立て又は相談を受けたときは、速やかに前条に掲げる要件及び別表に掲げる承諾基準を満たしているかどうかを確認しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の確認に際し、必要に応じて関係する学校の校長及びその他関係者に、意見の聴取及び事実関係の照会をすることができる。

(指定校変更の承諾)

第5条 教育委員会は、規則第4条第3項に規定する場合であって、前条第1項の規定により指定校の変更が相当と認められた保護者から別に定める書類により申立てを受け、書式及び添付書類の不備が無いときは、速やかに指定校の変更を承諾するものとする。

- 2 豊中市立桜井谷小学校（第十三中学校）豊中病院内学級運営要綱の規定に基づき、豊中

病院内学級に入級する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項の規定による書面の提出を要しない。

(指定校変更申立時に添える書類)

第6条 規則第4条第3項に規定する書類は、別表に掲げる承諾基準についてその事実関係を示す書類及び教育委員会が必要と認める書類とする。

(承諾の通知)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の規定により指定校変更の承諾をしたときは、申立てを行つた保護者（以下「申立者」という。）及び当該学齢児童生徒の就学する学校の校長に対し、別に定める書類により通知するものとする。ただし、調整区域に係る指定校変更については、この限りでない。

(指定校変更承諾の取消し)

第8条 教育委員会は、承諾を受けた申立者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による承諾を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により承諾を受けたとき。
- (2) 第3条に掲げる申立ての要件のいずれかを満たせなくなったとき。
- (3) 承諾基準を満たさなくなったとき。

(承諾期間満了による就学学校の指定)

第9条 教育委員会は、指定校変更に係る承諾期間が満了したとき及び前条の規定により承諾を取り消したときは、申立者に対し、当該学齢児童生徒が就学すべき市立学校を指定するものとする。ただし、当該学齢児童生徒が中学校又は義務教育学校を卒業する場合、私立学校に就学する場合又は特別支援学校に就学する場合にあつては、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年（2014年）4月1日から実施する。
- 2 令和2年度において、＜別表＞中「8月24日」とあるのは、「8月23日」とし、「8月25日」とあるのは、「8月24日」とし、「修了式」とあるのは、「3月24日」とする。

この要綱は、平成27年（2015年）8月18日から実施し、同年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年（2015年）11月18日から実施する。

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年（2020年）6月16日から実施する。

この要綱は、令和2年（2020年）11月24日から実施する。

この要綱は、令和3年（2021年）1月14日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）6月1日から実施する。

この要綱は、令和5年（2023年）9月1日から実施する。

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から実施する。

この要綱は、令和8年（2026年）9月7日から実施する。

この要綱は、令和9年（2027年）4月1日から実施する。

<別表>

【規則の条項】 理由・申立て先等	承諾基準・期間		承諾基準・期間の特例
【4-1-1】 <身体的理由> 市立桜井谷小学校院内 学級 市立第十三中学校院内 学級	基準	市立豊中病院に入院し、担当医 等の承諾があること。	特例なし
	期間	市立豊中病院の入院期間	特例なし
【4-1-1】 <身体的理由> 個別対応	基準	個別事情に応じ、教育委員会が 相当と認めること。	特例なし
	期間	教育委員会が必要と認める期間	特例なし
【4-1-2】 <地理的理由（調整区 域）> 市立少路小学校	基準	東豊中町2丁目7番（カネウチ東豊 中台），12番（豊中カネウチ）， 13番（カネ東豊中） 上記マンションに平成5年3月 31日（期日）から保護者が引 き続き居住していること。 ※保護者が期日から引き続き居 住していれば，期日以降に生 まれた子供も対象	特例なし

	期間	卒業又は調整区域外へ異動するまで。	特例なし
【４・１・２】 ＜地理的理由（暫定措置）＞ 市立庄内さくら学園	基準	令和２年４月１日以降において、神州町、三和町１丁目～４丁目、大黒町１丁目・２丁目、日出町１丁目・２丁目、三国１丁目・２丁目に居住し義務教育学校７年生となる生徒で、同居する兄弟が庄内さくら学園に在籍していること。ただし、選択は入学時又は最初の転入学時に限る。 また、同居する兄弟は「 【４・１・４】 ＜転居＞校区外へ転居後、一定期間校区外通学を希望する」が承諾されていない場合に限る。	特例なし
	期間	卒業まで承諾	特例なし
【４・１・２】 ＜地理的理由（暫定措置）＞ 市立庄内さくら学園	基準	・令和５年３月３１日以前において改正前の指定校変更の承諾に関する要綱の規定により、稲津町に居住し野田小学校に指定校変更をした者のうち、令和５年４月１日以後の就学すべき学校の指定については、規則別表第１にかかわらず、６年生まで庄内さくら学園とする。 ・令和５年４月１日以降において、稲津町に居住し小学校１年生となる児童で、同居する兄弟が庄内さくら学園に在籍してい	特例なし

		<p>ること。ただし、選択は入学時に限る。</p> <p>・令和5年4月1日以降において、稲津町に居住し中学校1年生となる生徒で、庄内さくら学園で6年生修了であること。ただし、選択は入学時に限る。</p> <p>・令和5年4月1日以降において、稲津町に居住し中学校1年生となる生徒で、同居する兄弟が庄内さくら学園に在籍していること。ただし、選択は入学時に限る。</p>	
	期間	義務教育学校前期・後期各課程修了まで承諾	特例なし
<p>【4-1-3】</p> <p>＜保護者の事情（留守家庭）＞</p> <p>留守家庭による校区外への就学</p>	基準	<p>保護者の就業の事情で帰宅が遅い等、児童の保護監督に支障があること。</p> <p>保護者の勤務地又は児童・生徒の親族及びそれに類する者宅の在所の指定校へ就学し、且つ勤務地又は児童・生徒の親族及びそれに類する者宅から登下校すること。</p>	特例なし
	期間	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）4年生修了時まで承諾	<p>・小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）2年生修了後まで承諾し、再度の申立てにより4年生修了後まで承諾する。</p> <p>・小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）4年生修</p>

			了までに保護者から離職等による指定校変更取下げの申立てがない場合、小学校卒業又は義務教育学校6年生修了まで保護者からの延長申立てによらず承諾を更新する。
<p>【4-1-4】</p> <p><転居></p> <p>校区外へ転居後、一定期間校区外通学を希望する</p>	期間	<p>異動日の属する学期の内で希望する日まで承諾</p> <p>【学期の規定】</p> <p>第1学期＝4月1日～8月24日</p> <p>第2学期＝8月25日～12月31日</p> <p>第3学期＝1月1日～3月31日</p>	<p>①第2学期中の異動日から第3学期末まで承諾</p> <p>②次の異動日から卒業又は義務教育学校6年生修了（3月31日）まで承諾</p> <p>・小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）：5年生（4年生第3学期修了式以降を含む。）以降の異動</p> <p>・中学校：2年生（1年生第3学期修了式以降を含む。）以降の異動（義務教育学校8年生（7年生第3学期修了式以降を含む。）以降の異動を含む。）</p> <p>③兄弟が②の特例を承諾されている場合、同一校に在籍する弟妹も兄弟の卒業（3月31日）まで承諾（ただしこれにより転校すべき学年が小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）5年・中学校2年（義務教育学校8年を含む。）</p>

			<p>となる場合は本人の卒業又は義務教育学校6年生修了まで)</p> <p>④学校の統・廃合や建替え等の工事に伴う移設により、同一敷地内に併設される学校間での異動は併設期間内に限り承諾</p>
<p>【4-1-4】</p> <p><建替一時転居></p> <p>建替期間中の一時的な校区外通学</p>	基準	建替え後の家屋に入居すること。	大規模集合住宅については、あらかじめ代表者との協議を必要とする。
	期間	建替後の再入居まで1年以内の場合、退去の日から再入居の日まで。	建替後の再入居まで1年を超える場合、隣接校区又はそれに準じた範囲に限り退去の日から再入居の日まで
<p>【4-1-5】</p> <p><転居予定></p> <p>転居予定地の学校に就学</p>	基準	入居予定日が各学期開始日の翌日から学期末までの間であること	<p>新1年生で、入居予定日が入学式に間に合わない場合又は義務教育学校7年生で1学期の始業式に間に合わない場合</p> <p>※弟妹がこの特例を承諾されている期間、同一校で兄弟も適用</p>
	期間	入居予定日の属する学期末まで承諾	4月1日からおおむね半年以内の入居予定日まで
<p>【4-1-6】</p> <p><いじめその他></p> <p>個別対応</p>	基準	個別事情に応じ、教育委員会が相当と認めること。	特例なし
	期間	教育委員会が必要と認める期間	特例なし